

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 相続税の納税義務者特例の通達

Q : 12年度の改正で創設された相続税・贈与税の納税義務者の特例制度についての通達が公表されたそうですが、内容を教えてください。

A : 特例納税義務者についての債務控除等の適用関係が明確にされています。

【解説】

平成12年度の改正では、①日本国内に住所がない者で、②日本国籍を有しており、③相続人等及び被相続人等のいずれかが相続開始等前5年以内に日本国内に住んだことがある、という3つの要件を満たす者（特例納税義務者）が国外財産を取得した場合を、新たに課税対象とする特例制度が創設されました。

今回公表された通達では、まず、特例納税義務者となる「日本国籍を有する者」について、日本国籍と外国国籍とを併有する重国籍者も含まれることとされています。

また、特例納税義務者の債務控除、未成年者控除については、特例納税義務者が国外財産とともに国内財産も相続した場合には、無制限納税義務者と同じ立場で控除できますが、国外財産しか相続しなかった場合には、制限納税義務者と同じ立場となり、限定列举された債務のみが債務控除の対象となり、未成年者控除については適用がありません。

その他、住宅取得資金贈与特例の適用関係、相続開始日を挟んで課税対象外であった者が特例納税義務者になった場合における相続開始前3年以内に贈与を受けた場合の課税価格計算特例の適用関係も示されています。



KIMIYO・I